

○中津市危険空家等除却事業補助金交付要綱

平成30年1月18日 中津市告示第18号

改正

令和元年5月30日中津市告示第18号

令和3年3月24日中津市告示第83号

令和4年3月31日中津市告示第119号

中津市危険空家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する危険性の高い空家等を除却する者に対し、予算の定めるところにより、中津市危険空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (2) 危険空家等 不良住宅のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当する建築物をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に定める敷地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「所有者等」という。）とする。

- (1) 危険空家等の所有者として、登記事項証明書又は固定資産課税台帳に記録されている者又はその相続人
- (2) 本市の市税を滞納していない者
- (3) 中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）第2条第1号に規定する

暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) 不動産販売業又は、不動産貸付業のために除却を行う者

(2) 法人又は、法人と危険空家等を共有する個人

(補助対象物件)

第4条 補助の対象となる危険空家等（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在し、かつ、補助対象者が所有しているもの

(2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であつて、当該権利者から除却の同意があるときは、この限りでない。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 敷地内の補助対象物件全てを除却する工事であること

(2) 補助対象者が工事請負契約を締結する工事であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としな

(1) 本補助金と併せて他の制度等に基づく補助金等の交付を受けて行う工事

(2) 補助対象物件に附属する建築物のみを解体又は除却する工事

(3) 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与する工事

(交付の対象及び補助率)

第6条 市長は、補助対象者が補助対象工事を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助金の額及び補助の限度額は別表に掲げるとおりとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめその建築物等が補助対象物件に該当するか否かについて、市長の判定を受けなければならない。

2 申請者は、事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

(1) 申請者であることを証する書類

(2) 建築物の位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、補助対象物件の調査及び内容審査をおこない、補助対象物件に該当するか否かを判定し、その結果を補助金交付対象判定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 所有者等が確認できる書類

(2) 補助対象者の住民票の写し

(3) 市税納付状況確認承諾書

(4) 工事費の見積書の写し（内訳のわかるもの）

(5) 建築物等の位置図、配置図、平面図

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、所有者等が複数いるときは、前項の規定による申請をした者（以下「交付申請者」という。）に対し、補助対象工事に係る同意書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業内容の変更)

第10条 補助金交付決定通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき（市長が定める軽微な変更を除く。）は、補助金交付変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは変更交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（工事の着手）

第11条 工事の着手は、第9条の規定による交付決定を受けた後におこなわなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により補助事業の内容を変更しようとする場合に準用する。

（工事の取止め）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、工事の取止め申請書（様式第8号）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（工事の完了）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで、工事完了報告書（様式第10号）に掲げる書類を添えて、市長に提出し、確認審査を受けなければならない。

（1） 工事の請負契約書の写し

（2） 工事費の領収書の写し

（3） 除却工事に係る写真（着手前後及び施行状況のわかるもの）

（4） その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第14条 市長は、前条の完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容、補助の条件等に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の指示に基づく是正措置が完了したときは、前条の規定を準用する。

(交付額の確定)

第15条 市長は、前条の完了報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第18条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年1月18日 中津市告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第13条から第19条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和元年5月30日 中津市告示第18号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 4 日 中津市告示第 8 3 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日 中津市告示第 1 1 9 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの告示の規定は、平成 2 9 年度以後に交付する補助金から適用する。

別表（第 6 条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助の限度額
補助対象物件の除却に要する費用（その費用の 1 m <sup>2</sup> 当たりの額が除却工事費用基準額を超えるときは、当該除却工事費用基準額により算出した額）	補助対象経費の 2 分の 1 の額	5 0 万円

備考

- 「除却工事費用基準額」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和 5 3 年 4 月 4 日付け建設省住整発第 1 4 号）に基づき国土交通大臣が定める基準額をいう。
- 除却工事費用基準額は、この補助金の交付決定をした時点における国土交通大臣が定める基準額を使用する。
- 補助金額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額とする。